

行 経 第 49 号
令和 7 年 11 月 13 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況（教育委員会所管分を含む。）

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日 通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日 通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日 通知（件数） ※（）は累計数
R2年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37件	措置済み	14	17（31）	1（32）	—（32）	—（32）
			措置を要しない理由のあるもの	3	—（3）	—（3）	—（3）	—（3）
			対応中	20	3	2	2	2
		意見 24件	措置済み	4	3（7）	1（8）	1（9）	1（10）
			措置を要しない理由のあるもの	2	—（2）	—（2）	—（2）	—（2）
			対応中	18	15	14	13	12
R3年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28件	措置済み		16	6（22）	1（23）	3（26）
			措置を要しない理由のあるもの		1	—（1）	—（1）	—（1）
			対応中		11	5	4	1
		意見 25件	措置済み		9	5（14）	2（16）	1（17）
			措置を要しない理由のあるもの		1	—（1）	—（1）	—（1）
			対応中		15	10	8	7

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日通知（件数） ※()は累計数	R5年3月20日通知（件数） ※()は累計数	R6年3月19日通知（件数） ※()は累計数	R6年11月22日通知（件数） ※()は累計数	R7年11月13日通知（件数） ※()は累計数
R4年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16件	措置済み			5	6(11)	2(13)
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	—
			対応中			11	5	3
		意見 26件	措置済み			2	8(10)	9(19)
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	2
			対応中			24	16	5
R5年度	水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 6件	措置済み			3	3(6)	
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	
			対応中			3	—	
		意見 10件	措置済み			3	4(7)	
			措置を要しない理由のあるもの			1	—(1)	
			対応中			6	2	

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況					
			区分	R 4年3月2日 通知（件数） ※（）は累計数	R 5年3月20日 通知（件数） ※（）は累計数	R 6年3月19日 通知（件数） ※（）は累計数	R 6年11月22日 通知（件数） ※（）は累計数	R 7年11月13日 通知（件数） ※（）は累計数
R 6年度	教育委員会 における財 務事務の執 行及び管理 の状況につ いて	指摘 58件	措置済み					5 4
			措置を要しない 理由のあるもの					2
			対応中					2
		意見 20件	措置済み					1 1
			措置を要しない 理由のあるもの					2
			対応中					7

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道部下水道総務課																																					
報告書ページ	23	区分別の番号		指摘事項																																					
指摘事項等の内容	基準外繰出金の削減に取り組むべきこと																																								
	<p>下水道事業及び農業集落排水事業において、基準外繰出金が繰り出されている。基準外繰出金は、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために求められる以上の一般会計の負担であり、下水道使用者以外の市民の負担を求めるものである。受益者負担の観点から、その削減に取り組む必要がある。</p> <p>なお、この基準外繰出金を削減するにあたっては、使用料収入の増加や経費の削減分がそのまま基準外繰出金の削減に結びつかない部分があることに留意する必要がある。それは、一般会計からの基準内繰出金の一つである分流式下水道等に要する経費、すなわち「その経営に伴う収入をもつて充てることができないと認められるものに相当する額」については、使用料収入の増加や経費の削減により、当該繰出金が減額される仕組みとなっているためである。つまり、使用料収入の増加や経費削減に伴い、基準内繰出金が減少してしまうという結果を生ずる部分もあるが、一般会計繰出金を削減することにつながることとなることから、基準外繰出金の削減に向けての取組が必要である。</p>																																								
<table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>一般会計繰入金</td> <td>基準内</td> <td>基準内</td> <td>一般会計繰入金</td> <td>基準内</td> <td>一般会計繰入金 (基準内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分流式 経費</td> <td>分流式 経費</td> <td></td> <td>基準外</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準外</td> <td>基準外</td> <td></td> <td></td> <td>(増収分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(増収分)</td> <td>(増収分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料収入</td> <td>使用料収入</td> <td>使用料収入</td> <td>使用料収入</td> <td>使用料収入</td> <td>使用料収入</td> </tr> </table>						その他	その他	その他	その他	その他	その他	一般会計繰入金	基準内	基準内	一般会計繰入金	基準内	一般会計繰入金 (基準内)		分流式 経費	分流式 経費		基準外			基準外	基準外			(増収分)		(増収分)	(増収分)				使用料収入	使用料収入	使用料収入	使用料収入	使用料収入	使用料収入
その他	その他	その他	その他	その他	その他																																				
一般会計繰入金	基準内	基準内	一般会計繰入金	基準内	一般会計繰入金 (基準内)																																				
	分流式 経費	分流式 経費		基準外																																					
	基準外	基準外			(増収分)																																				
	(増収分)	(増収分)																																							
使用料収入	使用料収入	使用料収入	使用料収入	使用料収入	使用料収入																																				

講じた措置の内容等	<p>基準外繰入金の削減の取り組みとして、主な充当先である企業債償還金及び利子支払額の削減を図るため、水戸市下水道事業経営戦略（第2期）に基づき、事業の財源とする企業債の借入額が、当該年度の償還額を上回らないようする発行抑制の取り組みを継続した。</p> <p>令和6年度においては、人件費や動力費の増加の影響により一般会計繰入金の総額が1,400万円増加したものの、基準外繰入金は前年度と比較して約870万円減少した。</p> <p>今後も、水戸市下水道事業経営戦略（第2期）に基づき、企業債の発行抑制の取り組みを継続し、基準外繰入金の縮減に努める。</p>
-----------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課	
報告書ページ	62	区別 の番号	指摘事項 意見	2	
		<u>業務委託における滞納債権への対応業務の評価について、「収納率」という評価指標への依存について、再検討すべきこと。</u>			
		<p>業務委託契約では、一定の収納率を下回ることとなれば、業務委託料を減額する契約内容としているが、包括業務委託が開始された平成25年度以降、令和3年度現在において、業務委託料の減額が行われた実績はないとのことである。</p>			
指摘事項等 の内容	委託 期間	H25～H27 (3年契約)	H28～R2 (5年契約)	R3～R8 (5年契約)	
	収納 率	H25：93.8% H26：94.3% H27：94.8%	基準収納率： 95.09%	基準収納率： 前年度決算時の収納率 R3：95.80%	
		<p>業務委託の減額に至るような収納率低下が生じていないことをもって、滞納債権への対応業務に課題がないという評価となっていたのか、再点検されたい。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>次期契約（令和8～12年度）における評価指標について、料金徴収や接客態度に関する苦情件数や、誤針・誤請求の発生件数を正確に把握し、目標指標を達成するための業務が履行できるよう、市民サービスの更なる向上につながる仕様内容に変更した。</p> <p>なお、徴収業務委託の主たる目的は収納率の向上であるため、次期契約においても、一定の収納率を下回る場合には委託料を減額する旨の規定を引き続き設けた。</p>				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課
報告書ページ	78	区別 の番号	指摘事項 意見	4
<u>包括外部委託契約の参加者を増加させるための方策を検討すべきこと。</u>				
<p>経理課が行う第一環境株式会社と締結する水道料金等徴収業務委託等は、包括外部委託として平成25年度から開始されており、複数年契約が採用されている。</p> <p>令和3年度現在までに、3回の契約が行われているが、その概要は以下のとおりである。</p>				
金額単位：千円				
指摘事項等 の内容	契約対象期間	H25～H27	H28～R2	R3～R7
	複数年の年数	3年	5年	5年
	入札方式	プロポーザル方式	公募型 プロポーザル方式	公募型 プロポーザル方式
	参加の状況	2社	2社	1社
	契約業者	第一環境（株）	第一環境（株）	第一環境（株）
	契約額（総額）	768,000	1,190,000	1,465,000
	契約額（1年分※）	256,000	238,000	293,000
	前回からの増減率		マイナス7%	プラス23%
※契約額を複数年契約の年数で割った金額。				
<p>上記のとおり、公募型のプロポーザル方式としているが、3回目の契約では、参加事業者が1社となっている。また、1年当たり契約額については、1回目から2回目はマイナス7%と減額したが、3回目は23%増額となっている。</p> <p>1社応札となり、契約金額が少なからず増額となったことについて、今後の契約にあたり、参加者をどう増やすか、契約金額を削減する方法等について以下の観点から、検討していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の事業者がプロポーザルへの参加を断念するような阻害要因となっている業務仕様がないか、業務仕様の再点検をすべきと考える。 委託先に負荷がかかっている業務について、役割分担の見直しで解消できないか。 				

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務支援システムを、委託期間ごとに開発・保守してもらう仕様となっている。業務支援システムについては、自前で調達しておき、別会社に包括委託契約が切り替わったとしても、データ移行の手間がかからないようにできないか。 ・水道事業の業務支援システムについては、ある程度汎用性のあるシステムと思われることから、独自機能を追加している場合、あらたな事業者にとって開発の手間がかかりすぎることはないか。システムの機能は標準のまま利用できるように、業務側の見直しを行うことはできないか。
講じた措置の内容等	<p>令和6年度に実施した次期契約のプロポーザルに際し、プロポーザルの参加事業者が増加するよう、仕様内容については、業務の最低水準を記載した水準書により示すこととし、契約時期については、前回と比較して約1年間前倒しすることで履行開始までの準備期間の拡大を図った。</p> <p>その結果、プロポーザル参加事業者は5社となった。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部水道総務課
報告書ページ	88	区分別 の番号	指摘事項 意見	7
指摘事項等 の内容	<u>一般競争入札にかかる予定価格の事前公表取りやめの措置を取るべきこと</u> 別紙の通り			
講じた措置 の内容等	<p>予定価格の事前公表のデメリットとして、予定価格が目安となり競争力の低下、落札率の高止まり、談合の助長、入札参加者の積算能力と見積努力を損なわせることなどが挙げられる。一方、事前公表のメリットとして、不正な入札の抑止力、予定価格の漏洩等の不正行為の防止、入札・契約に係る透明性確保などが挙げられる。</p> <p>近年（令和4～6年度）の平均落札率は土木一式工事で93.6%，水道施設工事で93.2%と低い傾向にあり、予定価格の事前公表が競争力の低下や落札率の高止まりの直接的な要因とは考えがたい状況にある。</p> <p>また、入札参加者の積算能力と見積努力を損なわせることの無いよう、一定額以上の入札には、工事費内訳書の提出を求めるなどの取組を行っており、さらに、積算基準に関する図書や積算ソフトの普及等により、入札参加者の積算能力向上も進んでいると考えられる。</p> <p>以上より、予定価格の事前公表による弊害は生じていないと考えられるため、従前どおり予定価格については事前公表とし、引き続き公平、公正で透明性を確保した入札を執行する。</p>			

別紙

水道事業における工事入札について、落札率が高止まりしている。

工種別にみても水道事業の主要な工事といえる「水道」（主に導水管・配水管にかかる工事）「管」（主に鉛製給水管布設替にかかる工事）において落札率高止まりの傾向がみられる。

特に工種「管」についてはそのほとんどを占める鉛製給水管布設替工事において、令和元年度から令和3年度までの3年間で61件の一般競争入札・指名競争入札の結果、平均落札率は98.9%となっているなど、異常ともいえる水準の落札率となっている。

このような落札率高止まりの要因として考えられるのは予定価格の事前公表である。予定価格を事前に公表することのメリット・デメリットとして、総務省は以下のようにまとめている。

メリット

- 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

デメリット

- 談合が一層容易に行われる可能性があること。
- 積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。

（出典：総務省 予定価格等の公表のあり方）

たしかに、予定価格を事前に公表することで市職員への不正行為勧誘の防止となるが、それ以上に競争入札制度による最小の経費で最大の効果を挙げるという目的達成の阻害要因となってしまっている可能性がある。

もちろん、落札率高止まりの要因は予定価格の事前公表以外の要素である可能性も否定できないが、過去3年分の入札結果から考察すると、水道事業においては予定価格の事前公表を実施することは馴染まないと考えられる。

このことについて、平成23年8月9日に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、次のように扱われている。

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1)入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

(中略)

・予定価格については、入札前に公表とすると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格や最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

また、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

このように、国の指針としても、予定価格の事前公表については、取り止める方向に進めており、人口減少や多額の施設更新費用の確保が求められるなど厳しい経営環境にある中、より適切な契約手続きのため入札制度改善の一方策として水道事業における予定価格の事前公表の取りやめを検討すべきである。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部水道総務課	
報告書ページ	105	区別 の番号	指摘事項	意見	9
<u>経営戦略の適宜見直しを実行していくべきこと</u>					
<p>経営戦略は、水道事業においてPDCAサイクルを確立していく上で、基準となる数値として有用である。</p> <p>計画数値は、一定の仮定を設けて算出したものであり、例えば上述の金利情勢や有収水量の見込み、設備更新の状況、物品やサービスの価格変動の状況などの平準化算出の前提の変更等の仮定の修正が必要になった際には適宜、必要な修正を施していくことで中長期的な視野での経営に資するものである。</p> <p>有効に活用し、PDCAサイクルを実行されたい。</p>					
<p>令和元年度に策定した水戸市水道事業経営戦略においては、令和2年度から令和16年度を計画期間として、毎年度ローリングを行いながら、5年ごとの見直しを予定していた。国においても、令和7年度までの経営戦略の見直し率100%を求めていることから、令和6年度に水道事業及び下水道事業審議会に諮ったうえで、令和6年11月に「水戸市水道事業投資・財政計画（令和7年度～令和21年度）」を、令和7年3月に「水戸市水道ビジョン」を策定し、中長期的に安定経営を行うための「経営戦略」の見直しを行った。</p> <p>なお、「水戸市水道ビジョン」の一部（将来予測や経営健全化に向けた取組等）と「水戸市水道事業投資・財政計画（令和7年度～令和21年度）」をあわせて、国が策定を求める中長期的な経営の指針である「経営戦略」と位置付けている。</p>					

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)	デジタルイノベーション課									
報告書ページ	108	区別 の番号	指摘事項 意見	10								
		<u>情報セキュリティへの対策強化を行っていくべきこと（個別）</u> 淨水場等での遠隔施設に対するリモートアクセスの状況を質問したところ、以下の回答であった。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>浄水場等</th> <th>回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水管理事務所</td> <td>・施設監視用回線についてはVPN接続を使用し、他のネットワークから切り離している。</td> </tr> <tr> <td>下水道施設管理事務所</td> <td>・維持管理業者が24時間常駐している水戸市浄化センターにおいて各処理場・ポンプ場の状態監視及び操作を行っているが、これらは専用回線で繋がっており、外部からのアクセスができないシステムとなっている。</td> </tr> <tr> <td>集落排水課</td> <td>・農業集落排水処理施設においては、遠隔操作を行えるシステムを導入していない。</td> </tr> </tbody> </table>			浄水場等	回答	浄水管理事務所	・施設監視用回線についてはVPN接続を使用し、他のネットワークから切り離している。	下水道施設管理事務所	・維持管理業者が24時間常駐している水戸市浄化センターにおいて各処理場・ポンプ場の状態監視及び操作を行っているが、これらは専用回線で繋がっており、外部からのアクセスができないシステムとなっている。	集落排水課	・農業集落排水処理施設においては、遠隔操作を行えるシステムを導入していない。
浄水場等	回答											
浄水管理事務所	・施設監視用回線についてはVPN接続を使用し、他のネットワークから切り離している。											
下水道施設管理事務所	・維持管理業者が24時間常駐している水戸市浄化センターにおいて各処理場・ポンプ場の状態監視及び操作を行っているが、これらは専用回線で繋がっており、外部からのアクセスができないシステムとなっている。											
集落排水課	・農業集落排水処理施設においては、遠隔操作を行えるシステムを導入していない。											
指摘事項等 の内容	<p>浄水管理事務所等から離れた場所にポンプ場等の施設があり、監視や操作を行うケースがあるが、セキュリティ対策を施しているとの回答である。このセキュリティ対策に関する技術的な仕様について、セキュリティ専門部署による確認が行われているか追加質問したところ、確認作業を行う手順とはなっていなかった。</p> <p>情報セキュリティ対策基準では、外部ネットワークに関する技術仕様について、対策が十分なものかどうか調査・確認する手続きが必要とされている。</p> <p>現在の組織体制で、専門的な判断ができるのはデジタルイノベーション課となるため、同課が技術仕様を確認する手続きを確立すべきである。本庁内のネットワークの接続については、同課により技術仕様の確認が行われているとのことであり、水道事業等の外部拠点のように、本庁から離れた拠点で利用するネットワークについても、技術仕様について同課が適切に関与し、確認する手続きを確立されたい。</p> <p>限られた要員で、離れた場所の監視活動も実施しなければならない状況を考えれば、リモートアクセスの技術を利水したいという現場からの要望があることは当然と思われる。</p> <p>一方で、便利な技術の利用に伴うリスクについて、的確なリスク対策</p>											

	が講じられる必要があり、専門的な判断が伴う本件のような技術仕様については、専門部署が現場を支援する体制を構築することが不可欠である。
講じた措置の内容等	既存遠隔施設に対するリモートアクセスにおけるセキュリティ対策について、令和7年2月に適切な対策が行われていることを確認した。 今後は、新たにリモートアクセス環境を構築する場合、施設所管部門からの情報提供に基づき、また、定期的に、デジタルイノベーション課においてセキュリティ対策が適切に実施されていることを確認することとした。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		水道部経理課	
報告書ページ	110	区分別 の番号	指摘事項	10	意見
<u>土地の賃借料について定期的な金額の見直し手続きを実施すべきこと</u>					
水道事業に利用するため、千波配水タンク施設用地について、個人の方から土地を賃している。賃借期間は昭和52年5月から開始し、以後、現在に至るまで継続的に行っている。					
<p>賃借料については、会計規程に特段の定めはないが、市長部局と同様の手続きとして、不動産評価審査会において審議した金額をもって地権者と交渉を行い契約を締結している。</p> <p>しかし、上記千波配水タンク施設用地については、賃借料が平成24年度以降ずっと同額となっている。担当者に確認したところ、地代改定ごとに年度の掛け率と租税公課額を調査し、現行の価額から大きな変動がないことを確認しているため、金額の変更はせず、水戸市不動産評価審査会の審議事項ともしていないとのことであった。</p> <p>現状では既存の契約における賃借料の改定について特段の規定はないが、長期的な賃借料について定期的な見直しがされない場合には、実勢価額と乖離した金額となる恐れがある。定期的な見直し方法としても、担当者による調査だけでは十分とは言えず、市長部局と同様に3年毎(固定資産税評価額)の見直しを不動産評価審査会において実施することで、水道事業における賃借料として妥当な金額の算定が可能となる。</p> <p>そのため、千波配水タンク施設用地など長期的な借地にかかる賃借料については市長部局と同様、不動産評価審査会における定期的な金額の見直しが必要である。</p>					
<p>賃借料については、3年ごとに「水戸市上下水道局不動産評価運用等審議委員会」で審議、評価し、その価格で地権者と交渉した上で賃借料を定めることにした。</p> <p>千波配水タンク施設用地(千波町1508-3、借地面積4,011m²、契約期間60年)については、令和7年5月が改定協議時期のため、同審議委員会にて賃借料の審議を行った結果、地権者との現在の合意価格と変動はなかった。</p> <p>その価格を以て地権者と交渉を行い、令和8~10年の価格改定協議は賃借料変更なしで合意した。</p>					

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道部下水道総務課
報告書ページ	140	区別 の番号	指摘事項 意見	13
指摘事項等 の内容				<p>公債権の滞納額への対応について、検討すべきこと。</p> <p>下水道事業の使用料、農業集落排水使用料については、公債権のため、援用手続きが必要なく、時効が経過すれば債権は消滅することになる。逆に言えば、公債権については、漫然と時効を迎えて債権が消滅してしまう事態を招かないために、滞納発生後の回収努力がより重要である。滞納債権に対する誓約書の入手状況を確認したところ、入手されていないケースが散見された。</p> <p>以下の観点から、債権発生後の回収業務について再検討を行い、回収に努めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用者間で不公平な債権管理とならないよう、滞納理由の把握と支払能力に応じた適切な納入指導が徹底できているか。 支払能力があるケースについて、誓約書による分納は徹底されているか。 誓約書や分納に応じず、債務承認しなければ、時効は更新されず、時効を迎えると債権は消滅する。仮に、これを繰り返せば一定額以上は、滞納額が増えないため、一見すると大口債権が発生していないよう見えてしまう。このような状況を発生させないよう、債務承認の実施状況の把握や、的確な時効管理により時効の迫った債権への回収業務を強化するといった対応が十分できているか。 <p>また、「4. 水道事業の状況（7）債権管理と不納欠損処理について」に記載した以下の指摘事項・意見についても参照されたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【指摘事項 No.2】: 情報システムの活用について検討すべきこと(p52)</p> <p>【指摘事項 No.3】: 債権管理マニュアルの改訂について検討すべきこと(p57)</p> <p>【意見 No.2】: 業務委託における滞納債権への対応業務の評価について、「収納率」という評価指標への依存について、再検討すべきこと(p62)</p> <p>【意見 No.3】: 滞納債権への対応業務において、協業体制を強化すべきこと(p62)</p> <p>【指摘事項 No.4】: システム間のデータの整合性を確認すべきこと(p63)</p> </div>

講じた措置の内容等	<p>外部監査人の指摘のとおり、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は公債権であり、滞納発生後の回収努力がより重要であると認識している。外部監査人にお示しいただいた観点を念頭に置きつつ、費用対効果の面も考慮しながら、債権発生後の回収業務の在り方について調査・検討を行ってきた。時効の迫った債権への回収業務を強化するため、令和6年度より、差押予告を強調した催告書を発送し、債務者の自発的な債務履行を促すとともに、今まで応答のなかった債務者に対して交渉する機会の増加につながった。</p>
-----------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道総務課 下水道施設管理事務所	
報告書ページ	148	区分別 の番号	指摘事項 意見	14	
指摘事項等 の内容		<p>委託範囲の拡大と組織内の人材育成のバランスについて、検討すべきこと</p> <p>「4. 水道事業の状況 (9) 委託契約事務について」に記載した以下の指摘事項・意見についても参考されたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【意見 No. 5】：委託範囲の拡大と組織内の人材育成のバランスについて、検討すべきこと</p> </div>			
講じた措置 の内容等		<p>公共下水道の施設のうち、浄化センター及びポンプ場の維持管理については、平成27年度より包括的業務委託を導入し、民間活力の活用によるコスト縮減に取り組んできた。それに伴い、職員数は減となったものの、管渠の維持管理や、施設の大規模修繕については職員の直営を継続しており、維持管理業者のノウハウの提供も受けながら、技術の継承に努めている。</p> <p>人材育成については、以前より、市長部局が実施する研修のほか、日本下水道協会等の外部組織による研修に参加するなど、技術・知識の習得に努めてきたが、将来に向け、人材を効率的かつ継続的に育成するとともに、下水道技術を確実に継承するため、上下水道局において、令和5年12月に「水戸市上下水道局人材育成基本方針」を策定している。</p> <p>令和6年度においては、基本方針に基づき、従来の研修形態に加え、上下水道局における単独の研修を実施し、各職場主体の技術継承研修を行うことで、現場で実践できる環境を整えている。</p> <p>また、職員の意欲と能力を引き出すため、能力育成期間、能力拡充期間、能力成熟期間を設定し、個人の適正や希望に配慮しつつ、必要に応じた業務に配置することで、業務効率の向上を図っている。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道部下水道総務課	
報告書ページ	152	区別 の番号	指摘事項 意見	15	
指摘事項等 の内容		<p>一般競争入札にかかる予定価格の事前公表取りやめの措置を取るべきこと</p> <p>水道事業同様、下水道事業における工事入札についても、特に予定価格1千万円超の契約において落札率が高止まりしている。</p> <p>また、下水道事業の主要な工事といえる「土木」(主に幹線・枝線にかかる工事)において落札率高止まりの傾向がみられる。</p> <p>特に幹線工事と枝線工事については、3年間で159件の一般競争入札・指名競争入札の結果、平均落札率は95.9%と高止まりしている。</p> <p>このような落札率高止まりの要因として考えられるのは水道事業同様、予定価格の事前公表である。</p> <p>もちろん、落札率高止まりの要因は予定価格の事前公表以外の要素である可能性も否定できないが、過去3年分の入札結果から考察すると、水道事業同様、下水道事業においても予定価格の事前公表を実施することは馴染まないと考えられる。</p> <p>毎年度一般会計からの基準外の繰入により経営を実施するなど厳しい経営環境にある中、より適切な契約手続きのため入札制度改善の一方策として予定価格の事前公表を取りやめる検討をすべきである。</p>			
講じた措置 の内容等		<p>予定価格の事前公表のデメリットとして、予定価格が目安となり競争力の低下、落札率の高止まり、談合の助長、入札参加者の積算能力と見積努力を損なわせることなどが挙げられる。</p> <p>一方、事前公表のメリットとして、不正な入札の抑止力、予定価格の漏洩等の不正行為の防止、入札・契約に係る透明性確保などが挙げられる。</p> <p>近年（令和4～6年度）の平均落札率は土木一式工事で93.6%，水道施設工事で93.2%と低い傾向にあり、予定価格の事前公表が競争力の低下や落札率の高止まりの直接的な要因とは考えがたい状況にある。</p> <p>また、入札参加者の積算能力と見積努力を損なわせることの無いよう、</p>			

一定額以上の入札には、工事費内訳書の提出を求めるなどの取組を行つており、さらに、積算基準に関する図書や積算ソフトの普及もあり、入札参加者の積算能力向上も進んでいる状況も見受けられる。

以上より、予定価格の事前公表による弊害は生じていないと考えられるため、従前どおり予定価格につきましては事前公表とし、引き続き公平、公正で透明性を確保した入札を執行する。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道施設管理事務所																																													
報告書ページ	162	区分別 の番号	指摘事項 意見	17																																													
若宮スポーツ会館の利活用の推進と収支の改善を図るべきこと																																																	
<p>若宮スポーツ会館は水戸市浄化センター建設時の近隣住民への地元還元施設として1987年に建設された運動・集会所施設である。</p> <p>使用料は水戸市若宮スポーツ会館条例において下記のように定めている。</p> <p>水戸市若宮スポーツ会館条例 別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td>9:00～12:00</td> <td>13:00～17:00</td> <td>9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td>和室(A) 和室(B)</td> <td>800 800</td> <td>1,000 1,000</td> <td>1,800 1,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 体育館の床面積の2分の1を使用する場合は、上表の体育館使用料の2分の1を額とする。</p>					使用時間	午前	午後	全日	施設区分	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	体育館	2,000円	3,000円	5,000円	集会所	和室(A) 和室(B)	800 800	1,000 1,000	1,800 1,800																												
使用時間	午前	午後	全日																																														
施設区分	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00																																														
体育館	2,000円	3,000円	5,000円																																														
集会所	和室(A) 和室(B)	800 800	1,000 1,000	1,800 1,800																																													
指摘事項等 の内容	<p>過去3年間の実績を調査したところ、利用者のほぼ全てが減免対象者であった。そのため、使用料収入が極めて少ない状況であり、毎年損益ベースで約200～300万円の赤字が発生している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益(円)…(A)</td> <td>34,810</td> <td>0</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>費用(円)…(B)</td> <td>3,030,779</td> <td>1,913,316</td> <td>2,618,167</td> </tr> <tr> <td>うち減価償却費(円) …(C)</td> <td>252,838</td> <td>252,838</td> <td>252,838</td> </tr> <tr> <td>損益(円)…(A) – (B)</td> <td>▲ 2,995,969</td> <td>▲ 1,913,316</td> <td>▲ 2,618,157</td> </tr> <tr> <td>キャッシュフロー(円) …(A) – (B) + (C)</td> <td>▲ 2,743,131</td> <td>▲ 1,660,478</td> <td>▲ 2,365,319</td> </tr> <tr> <td>使用者数(人)</td> <td>13,736</td> <td>9,231</td> <td>8,911</td> </tr> <tr> <td>使用件数(件)…(D)</td> <td>922</td> <td>668</td> <td>658</td> </tr> <tr> <td>減免件数(件)…(E)</td> <td>895</td> <td>668</td> <td>658</td> </tr> <tr> <td>減免割合…(E) ÷ (D)</td> <td>97.1%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>減免額(円)</td> <td>1,935,200</td> <td>1,578,200</td> <td>1,444,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料の減免対象者は、「水戸市若宮スポーツ会館の管理運営に関する要項」で定めており、同要項第5条において、次の4項のいずれかに合致</p>						R1	R2	R3	収益(円)…(A)	34,810	0	10	費用(円)…(B)	3,030,779	1,913,316	2,618,167	うち減価償却費(円) …(C)	252,838	252,838	252,838	損益(円)…(A) – (B)	▲ 2,995,969	▲ 1,913,316	▲ 2,618,157	キャッシュフロー(円) …(A) – (B) + (C)	▲ 2,743,131	▲ 1,660,478	▲ 2,365,319	使用者数(人)	13,736	9,231	8,911	使用件数(件)…(D)	922	668	658	減免件数(件)…(E)	895	668	658	減免割合…(E) ÷ (D)	97.1%	100.0%	100.0%	減免額(円)	1,935,200	1,578,200	1,444,600
	R1	R2	R3																																														
収益(円)…(A)	34,810	0	10																																														
費用(円)…(B)	3,030,779	1,913,316	2,618,167																																														
うち減価償却費(円) …(C)	252,838	252,838	252,838																																														
損益(円)…(A) – (B)	▲ 2,995,969	▲ 1,913,316	▲ 2,618,157																																														
キャッシュフロー(円) …(A) – (B) + (C)	▲ 2,743,131	▲ 1,660,478	▲ 2,365,319																																														
使用者数(人)	13,736	9,231	8,911																																														
使用件数(件)…(D)	922	668	658																																														
減免件数(件)…(E)	895	668	658																																														
減免割合…(E) ÷ (D)	97.1%	100.0%	100.0%																																														
減免額(円)	1,935,200	1,578,200	1,444,600																																														

	<p>する場合は使用料の減免対象となると定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市が主催する行事で使用するとき 全額免除 (2) 会館周辺地区の住民が使用するとき 全額免除 (3) 城東学区内の公的団体が使用するとき 全額免除 (4) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者が必要と認めるとき 使用目的の公共性及び公益性を勘案して減免の額を決定する <p>若宮スポーツ会館の建設目的が水戸市浄化センター建設地の近隣住民への地元還元であるため、当然のことながら会館運営費について全て使用料収入で賄うべきものではない。</p> <p>しかし、当初建築費用分を除いた毎年の維持管理費分も全く賄えず、毎年約200～300万円ほどの赤字となっている状況を漫然と放置することは問題であり、下水道事業が毎年一般会計からの基準外の繰入を行う苦しい経営にある中、改善すべき事項であるといえる。</p> <p>建物老朽化に伴い今後建替えをする金額は考慮しないにしても、部分的な改修や維持管理費に一定程度の費用がかかるため、より積極的な利活用の推進と使用料減免対象者・減免割合を見直すなどして、収支改善を実施していく必要がある。</p>
講じた措置の内容等	若宮スポーツ会館の利活用を推進するための記事を、水戸市上下水道局広報誌「水都だより」に掲載し、会館周辺以外の市民にも広く利用促進を図った。その結果、一般の利用者から定期的な利用に関する問合せをいただくようになるとともに、令和7年度においては、前年度と比較して一般利用が増えており、使用料収入も増加した。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道施設管理事務所																			
報告書ページ	189	区別 の番号	指摘事項																				
		意見		24																			
		指名競争入札について、競争性の確保に努めていくべきこと																					
		<p>水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程において、予定価格が1,000万円以上の工事は、一般競争入札によるものとされており、1,000万円未満の工事あるいは合理的な理由がある場合には指名競争入札が行われることになっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第4章 一般競争入札 (対象) 第16条 予定価格が1,000万円以上の工事は、一般競争入札によるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、工事の技術的特性、有資格請負業者数等の合理的な理由があるときは、一般競争入札によらないことができる。</p> <p>第5章 指名競争入札 (主管課長の指名推薦) 第31条 主管課長は、所管する工事等について指名競争入札に付そうとする場合において、有資格請負業者を推薦するときは、前3条の規定による指名選定の基準により請負業者指名(推薦)決定伺い(様式第19号)を入札審査会に提出しなければならない。</p> </div>																					
指摘事項等 の内容	<p>2 前項の規定により指名推薦をする有資格請負業者数は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。ただし、工事等の技術的特性その他の理由により有資格請負業者が限定される場合は、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契約予定金額</th> <th>有資格請負業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,000万円以上</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>6,000万円以上 8,000万円未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>4,000万円以上 6,000万円未満</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上 4,000万円未満</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>850万円以上 2,000万円未満</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>550万円以上 850万円未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>265万円以上 550万円未満</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>130万円(委託業務にあっては、50万円)を超え 265万円未満</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>この規程に基づいて、指名競争入札は実行されているが、指名業者の辞退や連絡なしでの入札に来ない無効といった事例が散見され、中には、8社指名しているものの、7社が辞退あるいは無効で、1社入札といった事例が見られる。指名にあたり、指名業者の数を増加させるなど、競争原理を機能させるよう努めていく必要がある</p>					契約予定金額	有資格請負業者数	8,000万円以上	16	6,000万円以上 8,000万円未満	15	4,000万円以上 6,000万円未満	14	2,000万円以上 4,000万円未満	12	850万円以上 2,000万円未満	11	550万円以上 850万円未満	10	265万円以上 550万円未満	8	130万円(委託業務にあっては、50万円)を超え 265万円未満	7
契約予定金額	有資格請負業者数																						
8,000万円以上	16																						
6,000万円以上 8,000万円未満	15																						
4,000万円以上 6,000万円未満	14																						
2,000万円以上 4,000万円未満	12																						
850万円以上 2,000万円未満	11																						
550万円以上 850万円未満	10																						
265万円以上 550万円未満	8																						
130万円(委託業務にあっては、50万円)を超え 265万円未満	7																						

講じた措置の内容等	<p>入札において入札辞退や無効となった指名業者へ、その理由を調査したところ、「入札に付する業務に対する価格が合わない」、「指名した時点において既に多くの業務を受注している」、「適切な人員配置をすることができない」など、指名業者の受注状況や体制に起因するものであった。</p> <p>令和6年度においては、指名競争入札に際して、指名予定業者の受注状況等を考慮することで、入札に参加可能と見込まれる業者数を増やし、競争性を確保する取組を行っており、入札辞退や無効は発生しなかった。</p> <p>今後も取組を継続し、入札辞退等の発生を防ぐことで、競争性の確保に努める。</p>
-----------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和4年度	所管課 (措置実施課)		下水道施設管理事務所																																	
報告書ページ	190	区別 の番号	指摘事項 意見	26																																	
<p>長期的なスケジュールに基づいて、維持補修等に取り組まれること。</p> <p>各農業集落排水施設の接続状況及び稼働状況は、次ページのとおりである。</p> <p>現在、農業集落排水施設の使用料は、以下のとおりと定額制となっているが、令和5年度からは、下水道使用料に準じた従量制の料金体系に移行する。</p> <p>現行使用料（定額制：1か月あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料 (消費税10%込)</th> <th rowspan="2">適用範囲</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>人員割料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>2,090円</td> <td>470円</td> <td>一般家庭</td> </tr> <tr> <td>一般営業用</td> <td>3,260円</td> <td>470円</td> <td>店舗兼住宅など</td> </tr> <tr> <td>業務用</td> <td>3,260円</td> <td>470円</td> <td>事業所、集会施設など</td> </tr> </tbody> </table> <p>指摘事項等 の内容</p> <p>令和5年4月1日以降（従量制：2か月あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排除汚水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>16m³以下</td> <td>2,340.8円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">超過料金</td> <td>16m³超20m³以下</td> <td>57.2円</td> </tr> <tr> <td>20m³超40m³以下</td> <td>170.5円</td> </tr> <tr> <td>40m³超60m³以下</td> <td>182.6円</td> </tr> <tr> <td>60m³超100m³以下</td> <td>200.2円</td> </tr> <tr> <td>100m³超400m³以下</td> <td>225.5円</td> </tr> <tr> <td>400m³超</td> <td>258.5円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、料金体系の変更により、使用料が高くなる方については、差額について減額（1年目：75%，2年目：50%，3年目：25%）を行う軽減措置が講じられている。</p> <p>農業集落排水事業の収益の悪い要因には、計画時の人口に対して、現状の使用人口等が少ない等の要因が見られる。今後、これらの殆どの地区</p>	区分	使用料 (消費税10%込)		適用範囲	基本料金	人員割料金	一般用	2,090円	470円	一般家庭	一般営業用	3,260円	470円	店舗兼住宅など	業務用	3,260円	470円	事業所、集会施設など	区分	排除汚水量	料金	基本料金	16m³以下	2,340.8円	超過料金	16m³超20m³以下	57.2円	20m³超40m³以下	170.5円	40m³超60m³以下	182.6円	60m³超100m³以下	200.2円	100m³超400m³以下	225.5円	400m³超	258.5円
区分		使用料 (消費税10%込)			適用範囲																																
	基本料金	人員割料金																																			
一般用	2,090円	470円	一般家庭																																		
一般営業用	3,260円	470円	店舗兼住宅など																																		
業務用	3,260円	470円	事業所、集会施設など																																		
区分	排除汚水量	料金																																			
基本料金	16m³以下	2,340.8円																																			
超過料金	16m³超20m³以下	57.2円																																			
	20m³超40m³以下	170.5円																																			
	40m³超60m³以下	182.6円																																			
	60m³超100m³以下	200.2円																																			
	100m³超400m³以下	225.5円																																			
	400m³超	258.5円																																			

で人口の減少傾向が見られ、また節水も進むことが予想されることから、従量制に移行した後の処理水量の増加に伴う增收の期待はできる状況にはない。

一方で、処理水量の減少は維持管理費の軽減には効果があるが、処理規模が小さく箇所数の多い農業集落排水施設では固定費の割合が高く、固定費が料金収入を超えており、マイナスとなる。

その上、処理施設では、最も古い大足や飯富、上国井、大場森戸等 20 年以上を経過した施設が多く、管路施設も 30 年を超えた区間が出始めており、今後は老朽化対策としての維持管理費増大が見込まれる。

このような中にあって、各農業集落排水施設が個々に存続するのではなく、統廃合しながら、固定費を削減していく方策を検討していく必要がある。

農業集落排水施設排水人口調書（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（別紙 1）

このような状況において、市は、農業集落排水事業として包括的なストックマネジメント計画を策定しないが、個々の施設毎の統廃合の方針をまとめる作業を、令和 2 年度に茨城県土地改良事業団連合会に「市単農集委第 5 号広域化・共同化詳細検討業務委託」として委託を行い、令和 3 年 3 月に報告（以下、「市検討報告」という。）を受けている。

この報告書において、今後の農業集落排水施設としての更新・統合・公共下水道接続タイミングのスケジュールイメージ案が提示されている。

（別紙 2、3）

ところで、汚水処理施設整備は、市町村が、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定した上で、都道府県が主体となり、市町村と連携して作成している都道府県構想に基づき、事業を実施している。

茨城県では、「生活排水ベストプラン」（以下、「県プラン」という。）としてその構想を取りまとめており、平成 7 年度に策定され、平成 15 年度に第 1 回改訂、平成 21 年度に第 2 回改訂、平成 28 年度に第 3 回改訂と見直しが進められている。

そして、令和 4 年 12 月においては、令和 5 年 4 月を開始予定として第 4 回改定案が広く示され、県民からのパブリックコメントを募っている。

この第 4 回改定案において、水戸市の農業集落排水施設についての方向性として、以下のように提示されている。

表 V-11 広域化・共同化計画メニュー（全ブロック共通、県北・県央ブロック 1/2）

No	ハーフ or ソフト	広域化に關わる 市町村等	広域的な 連携メニュー	連携に關わる 施設名等	メニューに対するスケジュール（年度）						
					2018 (R30) ～ 2022 (R4)		中期 (～10年間)		長期的な方針 (～30年間)		
					短期 (～5年間)	中期 (～10年間)	早期分 (～15年間)	中期分 (～20年間)	中期分 (～25年間)	長期分 (～30年間)	
全ブロック（共通）											
1	ソフト	県、全市町村	災害時対応の共同化 （凶急復旧資機材の相互 融通、汚水等の相互受け 入れ）	—	検討 個別制 度の 府機 構	実施内容検討 協定締結 凶急復旧資機材の相互 融通実施 汚水等の相互受け入れ実施					
2	ソフト	県、全市町村	人材育成の共同化 （勉強会・講習会の共同 開催）	—	検討 個別制 度の 府機 構	現在実施中の勉強会・ 講習会の内容検討（再 現成） 勉強会等の継続実施					
県北・県央ブロック（常磐・那珂久慈）											
3	水戸市	—	農業集落排水施設と 公共下水道との統廃合	水戸市見川クリーンセンター （し川） →下水道	関係機関協議・ 計画変更・設計・工事	工事・供用開始					
4			農業集落排水施設と 公共下水道との統廃合	平須（農業） →水戸市淨化センター（公共）	関係機関協議・ 計画変更・設計・工事	工事・供用開始					
5				加倉井（農業） →水戸市淨化センター（公共）	関係機関協議・ 計画変更	設計・工事・ 供用開始					
6				大場・森戸（農業） →水戸市淨化センター（公共）	関係機関協議	計画変更・ 設計・工事	工事・供用開始				
7			農業集落排水施設と 公共下水道との統廃合	上国井（農業） →那珂久慈浄化センター（濁域）	関係機関協議	計画変更・ 設計・工事	計画変更・ 設計 工事・供用開始				
8				水府・青梅浄化センター（公共） →水戸市淨化センター（公共）	関係機関協議・ 計画変更	設計・工事	工事・供用開始				
9				内原浄化センター（公共） →水戸市淨化センター（公共）	関係機関協議・ 計画変更	設計・工事	工事・供用開始				
10			コミュニティプランと 白幡台地区（コミフラ）	—	—	—	—	—	—	—	—

県プランで予定されている農業集落排水施設の統廃合プランと市検討報告でのスケジュールでは、公共下水道に統合していくという方向性は一致しているものの、その実施時期に以下のように相違が生じている。

完了予定計画時期

施設名	県プラン	市詳細報告
平須	令和 10～14 年度	令和 5～8 年度
加倉井	令和 10～14 年度	令和 30～33 年度
大場・森戸	令和 15～19 年度	令和 27～30 年度
上国井	令和 15～19 年度	令和 24～27 年度

平須地区については、市詳細報告では令和 5～8 年度をスケジュールの目安としていたが、県プランでは令和 10～14 年度となっているものの影響は少ないと考えられる。

その他の地区においては、市のスケジュール目安より、県のスケジュールが早くとられている。

これらの地区においては、市詳細報告では完了予定までの間に、加倉井地区では令和 11～13 年度、大場・森戸地区では令和 8～10 年度、上国井地区では令和 5～7 年度に各々、機能強化計画が予定されており、完了予定時期の相違により、機能強化計画の実行の必要性やその規模が相違してくることも考えられる。

長期的なスケジュールについて、関係機関と確認しながら、農業集落

	排水施設の機能を維持しつつ、維持修繕等に係る投資等が最小限に抑えられるよう取り組んでいく必要がある。
講じた措置の内容等	各農業集落排水施設について施設や管きょの劣化診断を行う機能診断調査及び各施設の修繕計画を立てる最適整備構想が策定完了した。 今後は、各処理施設について、公共下水道への統合を前提に、最適整備構想に基づく修繕計画に沿った施設監視等により、維持修繕等に係る費用が最小限に抑えられるよう、効率的な維持管理を行っていく。